地震防災対策基準

令和7年　4　月　1日
船宿　縄定

目　　次

第1章　総則
第2章　防災体制及び情報伝達
第3章　点検及び整備
第4章　船舶の運航中止及び避難等
第5章　教育、訓練及び広報

第1章　総則

（目的）

第1条　この基準は、安全管理規程第3条に基づき、地震が発生した場合、津波警報等が発せられた場合又は警戒宣言が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

（地震防災対策実施上の基本方針）

第2条　地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適当な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

（1）人命の安全確保を最優先とする。

（2）関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

（適用）

第3条　この基準は、船宿縄定が営む航路のうち次の航路に適用する。

（1）東京港内周遊 航路

（2）日本橋航路

（3）桜橋航路

（4）日本橋・桜橋航路

（5）吾妻橋航路

第2章　防災体制及び情報伝達

（地震防災対策組織の設置）

第4条　地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）若しくは津波警報等が発せられた場合又は警戒宣言が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策組織（以下「対策組織」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を別図1のとおりとする。

（職務及び権限の委任）

第5条　対策組織の要員の職務は、別図2のとおりとする。

（情報の伝達経路）

第6条　地震等に関連する情報の伝達経路は、別図3のとおりとする。

2　安全総括管理者又運航管理者と船長との連絡は、携帯電話及びSNSにより行う。

（旅客に対する情報の伝達）

第7条　船宿縄定の安全総括管理者又は運行管理者並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

2　地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。

（1）ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるよう考慮する。

（2）船舶の運航方針等をあわせ伝達する。

（3）市町村長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。

（4）非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法等を周知・徹底する。

第3章　点検及び整備

（平常時の点検及び整備）

第8条　運航管理者及び船長は、あらかじめ起終点又は寄港地及びその周辺の海域並びに第11条に定める避難予定海域及び避難予定船着場につき、海図等をはじめ、事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施設の状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。

2　船長は、発航前に食料、飲料水、燃料等を点検し、これらが運航を中止した場合、数日間の海上への避難又は避難予定船着場への航行に十分であることを確認し、必要に応じ補給しておくものとする。

3　運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、またスマートホン等常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

（津波警報発令時等の場合の点検及び整備）

第9条　船長は、津波警報若しくは地震に関する情報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

2　船長は、警戒宣言が発せられたことを知った場合においても、上記の点検等に係る措置をとるものとする。

第4章　船舶の運航中止及び避難等

（運航中止）

第10条　地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。ただし、地震等の影響を受けるおそれのない安全な船着場へ向けて航行中若しくは直ちに安全な船着場へ向けて出域しようとしている場合はこの限りではない。

（運航中止後の船舶の避難及び保安）

第11条　第10条の規定に従い運航を中止した時点において、着桟中の場合は安全を確認し、旅客の取扱い（乗下船の必要性等。以下同じ。）を判断したうえで、下記（1）から（3）のいずれか、また、航行中の場合は直ちに、下記（1）または（2）のいずれかにより避難及び保安措置を講ずる。

（1）　概ね東京港内又は東京都内河川の他船の交通の妨げとならず、かつ、津波による被害のおそれのない広い海域へ避難し、航走、漂泊又は錨泊のうえ所要の保安措置を講ずる。

（2）　東京港又は東京都内河川等、次の全ての事項が確認できる船着場へ避難する。この場合にあっては、状況変化に対応しいつでも移動、避難できるよう、航海要員を配置し、機関用意をしておくものとする。

イ　津波警報等が発令されていない、又は地震予知情報により津波のおそれがないとされていること。

ロ　海上保安庁による交通規制（入港の制限又は避難の勧告）がなされていないこと。

ハ　港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと。

ニ　市町村長等による居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされていないこと。

（3）　係留を継続する場合には、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

（運航中止後の旅客の取扱い）

第12条　運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている旅客の避難が必要とされるときの避難要領については、別紙に定めるところによる。

（避難先等の通報）
第13条　船長は、第11条により避難した場合には、速やかに安全総括管理者又運航管理者に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、安全総括管理者又運航管理者は、これを運輸局等その他の関係機関へ別表「防災対策実施状況通報機関一覧表」により通報するものとする。
（避難時の留意事項）
第14条　第11条による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。
（1）　他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。
（2）　狭い河川や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。
（3）　錨泊中津波が来襲すると振回りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので、錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。
（運航の再開）
第15条　第10条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用航路につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合、又は警戒解除宣言が発せられた場合には運航を再開する。
（地震発生後の旅客の下船）
第16条　削除
（発災後の措置）
第17条　旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第5章　教育、訓練及び広報

（地震防災に関する教育及び訓練）
第18条　運航管理者は、船宿縄定単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。
2　地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。
（1）　地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
（2）　地震及び津波に関する一般的な知識（発せられる地震に関する情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容を含む）、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容、地震の予定に関する知識及び地震予知情報等に関する知識
（3）　地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
（4）　従業員等が果たすべき役割
（5）　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
（6）　今後地震対策として取り組む必要がある課題
3　地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。
（1）　地震等に関する情報の収集、伝達
（2）　従業員、旅客等の避難に関する事項
（3）　旅客に対する広報
（4）　資機材等の点検

（地震防災に関する広報）

第19条　安全総括管理者又運航管理者は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

（別添1）航路図
（別添2）主要施設の位置図
（別添3）各船着場　避難場所・避難所

別図1

地震防災対策組織編成表

地震防災対策本部

船宿　縄定

本部長（安全統括管理者）
副本部長（運航管理者）
本部長付（運航管理補助者）

防災対策・旅客対策・庶務対策部
防災対策班　班長　永島一晃
旅客対策班　班長　大山利光
庶務対策班　班長　恩田洋輔
（※事故処理組織表同等）

各班員

別図2

地震防災対策組織の要員の職務

（1）本社地震防災対策本部員の職務

職名	職務
本部長	本部長は、地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統轄し、本部員を指揮・監督する。
副本部長	副本部長は、本部長を補佐し、各部の業務の調整を図る。
本部長付	本部長付は、本部長の諮問に応じ地震防災対策の実施方針の策定に参画するとともに本部長の特命事項の処理及び本社、支店等での対策の実施につき助言及び支援を行い、本部長を補佐する。
防災対策班	1 地震等に関連する情報の収集、整理及び伝達を行う。 2 使用港湾（運航中止後の避難予定先の港湾及び海域を含む。）における交通規制、港湾施設の使用制限、市町村長等による避難の指示等の状況を調査する。 3 船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議にあたるとともに、船長に対する支援を行う。
旅客対策班	1 乗船待合所の旅客に対し、地震等に関連する情報を伝達、周知するとともに、今後の運航予定を説明する。 2 市町村長等の避難の指示又は勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達及び周知するとともに、円滑な避難がなされるよう措置する。 3 その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講ずる。
庶務対策班	1 地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。 2 社屋その他の使用施設の防災措置を行う。
各班員	各部員は、所属班長の命を受け、地震防災対策を実施する。

2 対策本部の要員は、地震発生時等の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに本社又は支店に集合するものとする。

3 本社本部長が不在又は連絡不能であってその職務を遂行できない場合には、第4条の「地震防災対策本部編成表」に明示する権限委任の順位に従い、業務に従事することができる者のうち、上位の者が、その職務を代行する。

別図3

情報の伝達経路

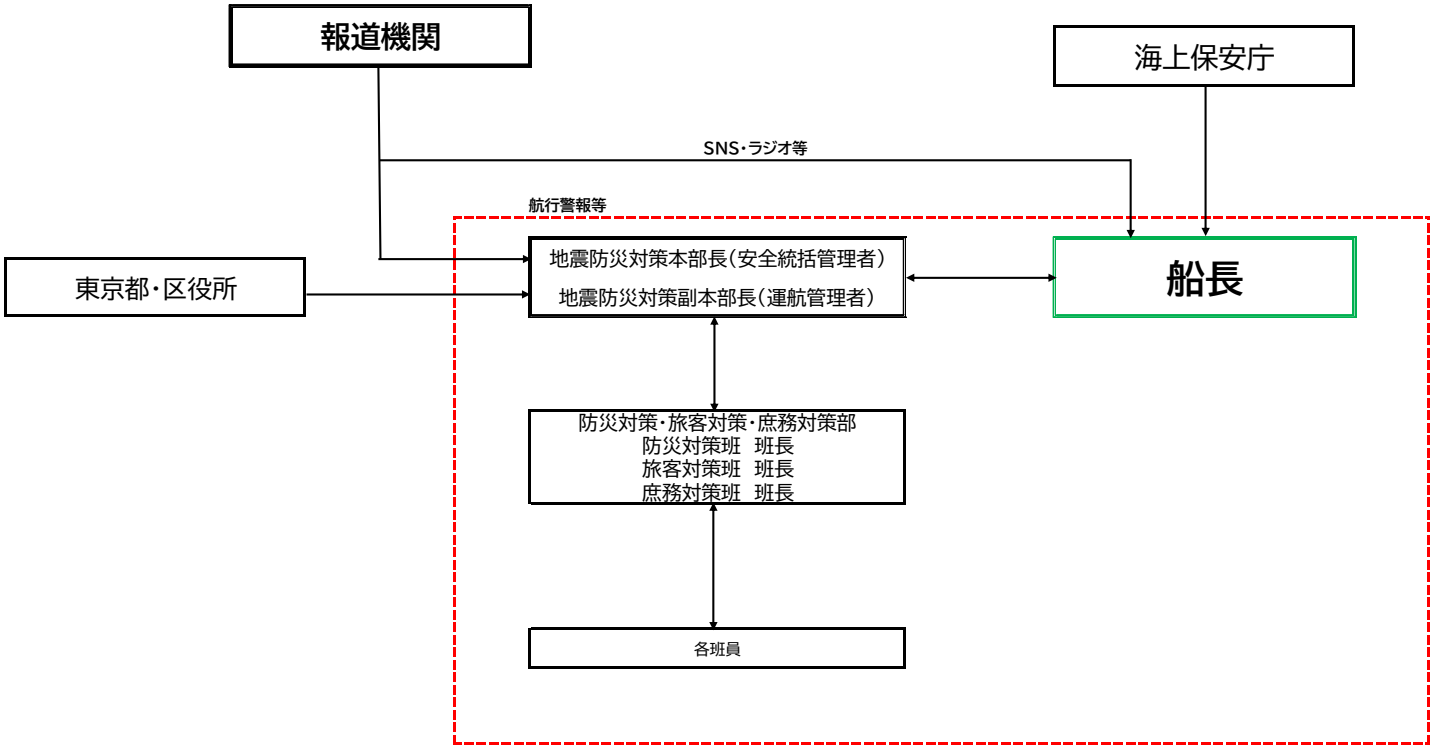
報道機関
海上保安庁
SNS・ラジオ等
航行警報等
東京都・区役所
地震防災対策本部長（安全統括管理者）
地震防災対策副本部長（運航管理者）
船長
防災対策・旅客対策・庶務対策部
防災対策班　班長
旅客対策班　班長
庶務対策班　班長
各班員

（別添1）

航路図

（別添2）

主要施設の位置図

（別添3）

船着場　避難場所・避難所

航行海域・水域	避難係留場所	避難場所名	避難所住所
お台場方面	お台場船着場	台場区民センター	東京都港区台場１丁目５－１
		お台場学園	東京都港区台場１丁目１－５
港南方面	㈱縄定港南営業所	港南小学校	東京都港区港南４丁目３－２８ 3番28号
		港南中学校	東京都港区港南４丁目３－３
東京港内	臨港消防署	臨港消防署	東京都中央区晴海５丁目８－２０
隅田川	明石町防災船着場	聖路加国際病院	東京都中央区明石町９－１
		中央区立明石小学校	東京都中央区明石町１－１５
	越中島防災船着場	（株）ヤマタネ	東京都江東区越中島１-１-１　600号倉庫屋上
	箱崎町防災船着場	有馬小学校	東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目１０－２３
	浜町防災船着場	日本橋中学校	東京都中央区東日本橋１丁目１０－１
	両国防災船着場	両国中学校	東京都墨田区横網１丁目８－１
	吾妻橋船着場	墨田区役所	東京都墨田区吾妻橋１丁目２３－２０
	二天門船着場	浅草小学校	東京都台東区花川戸１丁目１４－１５
	桜橋防災船着場	都立浅草高等学校	東京都台東区今戸１丁目８－１３